# 査証の効力停止解除について

令和2年3月6日閣議了解及び令和2年3月 19 日閣議了解に基づき効力を停止していた査証につき、令和4年9月 30 日閣議了解に基づき、下記のとおり効力の停止を解除しますので、お知らせします。

記

1 対象となる査証

以下（1）～（5）のうち、令和4年 10 月 11 日午前0時（日本時間）時点で有効な査証

（1）令和2年3月８日までに、中国及び韓国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次査証及び数次査証

（2）令和2年3月 20 日までに、シェンゲン協定加盟国（注）又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニアに所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次査証及び数次査証

（注）アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

（3）令和2年3月 27 日までに、東南アジア7か国（注）又はイスラエル、カタール、コンゴ民主共和国若しくはバーレーンに所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次査証及び数次査証

（注）インドネシア（IC 旅券所持者に発給された査証免除登録証を含む）、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

（4）令和2年4月２日までに、上記（1）～（3）の国・地域又はアルバニア、アルメニア、エクアドル、カナダ、北マケドニア、豪州、コソボ、コートジボワール、セルビア、台湾、チリ、ドミニカ国、トルコ、ニュージーランド、パナマ、ブラジル、米国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、モロッコ、モーリシャス、モルドバ、モンテネグロを除く全ての国・地域（アラブ首長国連邦については IC 旅券所持者に発給された査証免除登録証を含む）に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次査証及び数次査証

（5）上記（1）～（4）以外で、令和3年 12 月 1 日までに全ての国・地域に所在する日本国大使館、総領事館及び事務所で発給された一次査証及び数次査証

2 効力の停止解除日

令和4年 10 月 11 日午前0時（日本時間）

3 その他

上記 1 に該当する査証については、渡航目的に依らず解除対象となる。